

りそなビジネスパーチェシング特約

第1条（法人会員）

りそなカード株式会社（以下「当社」という）に、本特約およびりそな Visa カード法人会員規約（一般法人）（以下「法人会員規約」という）を承認のうえ入会申込みをした法人または非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、当社が適格と認めた法人を法人会員（以下「会員」という）とし、りそなビジネスパーチェシング（以下「本商品」という）を発行します。この場合、本特約が適用され、本特約は法人会員規約と一体をなすものとし、本特約と法人会員規約との間に矛盾・抵触がある場合は本特約を優先するものとします。

第2条（年会費）

本商品の年会費は無料とします。

第3条（会員番号等の取扱い）

1. 当社は、会員に対し、社用経費支払いを目的として、会員宛に名義（使用者氏名または部署名等）・会員番号・有効期限・セキュリティコード等（以下「会員番号等」といい、本特約を適用するに際し、法人会員規約2条1項に定める「カード」に会員番号等を含むものとします）を当社所定の書面で通知するものとします。また、キャッシュサービス条項は適用されません。

2. 会員は通知された書面に使用者氏名が印字されている場合は、書面に記載された情報を、会員の責任において、当該使用者へ提供するものとします。会員番号等の名義が使用者氏名である場合、会員番号等は、当該使用者本人以外使用できないものとします。使用者は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとし、違法な取引に使用してはなりません。

3. 会員は通知された書面に部署名等が印字されている場合は、書面に記載された情報を、会員の責任において、当該部署等に所属する従業員（臨時雇用、嘱託を除きます）へ提供するものとします。会員は、会員番号等を自ら使用し、または従業員に使用させることができるものとし、従業員に会員番号等を使用させる場合、会員は本条1項に定める範囲で利用するよう徹底するものとします。また、会員は、善良なる管理者の注意をもって自ら使用または従業員に会員番号等を使用させ、これを管理するものとし、違法な取引に使用してはなりません。

4. 会員および本条2項・3項に定める使用者・従業員（以下、会員等という）は、法人会員規約第26条に定める事業費決済の範囲内で利用できるものとします。また、当社もしくは他のクレジットカード会社があらかじめ承認している特定の加盟店において、オンラインによる送付、取引の申込み文書への記入、電話による告知のいずれかの方法で通知することにより、会員番号等を利用することができるものとし、店頭取引においては会員番号等を利用しないものとします。

5. 会員等は、法人会員規約第26条に従い会員番号等を加盟店に通知等する場合を除き、他人に会員番号等を通知・漏洩等をしてはなりません。

6. 会員番号等の使用、管理に際して、会員もしくは使用者が本条2項・5項に違反し、その違反に起因して会員番号等が不正に利用された場合、会員および使用者は、連帯して法人会員規約に基づきその会員番号等によるカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。

7. 会員番号等の使用、管理に際して、会員もしくは従業員が本条3項・5項に違反し、その違反に起因して会員番号

等が不正に利用された場合、会員は法人会員規約に基づきその会員番号等によるカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。

8. 会員は、当社が会員番号等の管理状況等の報告を求めた場合にはこれに従うものとします。

9. 会員は、会員番号等の通知後も、当社が取引時確認手続きを求めた場合にはこれに従うものとします。

第4条（代金決済）

1. 当社に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日もしくは毎月26日のいずれかを会員が指定するものとします。

支払期日が毎月10日の場合は、締切日を毎月15日とし、支払期日が毎月26日の場合は、締切日を毎月末日とします。支払期日は当社または金融機関の都合により、13日または29日とすることがありますので、その場合は別途通知いたします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

2. 当社は、法人会員規約第8条6項に定める会員の毎月の支払額を支払期日が10日の場合は当月初旬に、支払期日が毎月26日の場合は当月中旬に、当社の定める方法により、会員へご利用代金明細書もしくは請求明細書にかかる情報を連携し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書もしくは請求明細書の内容について承認したものとみなします。

第5条（特約の変更、承認）

本特約の変更については、当社から変更内容を通知した後または新特約を送付した後に、会員番号等を利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。また、会員は当該通知があったときは改定内容を使用者・従業員に周知するものとします。

第6条（有効期間）

本特約の有効期間は、法人会員規約と同一とします。

（2024年1月制定）